

運送事業者に対する行政処分(令和元年9月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和元年9月12日	高津急送有限会社(法人番号2040002029577) 代表者高津重雄	千葉県八千代市八千代台北9-6-5	長野営業所	長野県中野市大字西条535-1	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同法第17条第4項	平成30年10月24日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)(3)点呼の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)(5)運行記録計による記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(6)運行指示書及び写しの保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)(7)運転者台帳(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	6	6
一般貨物	令和元年9月25日	株式会社テルサウエイズ(法人番号5230001004963) 代表者今村巧	富山県富山市中大久保字寺坂割349	岩瀬営業所	富山県富山市上野新町13	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項	平成30年10月5日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(2)運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。